

総務環境委員会
説明資料
(追加)

平成28年3月16日
環境局

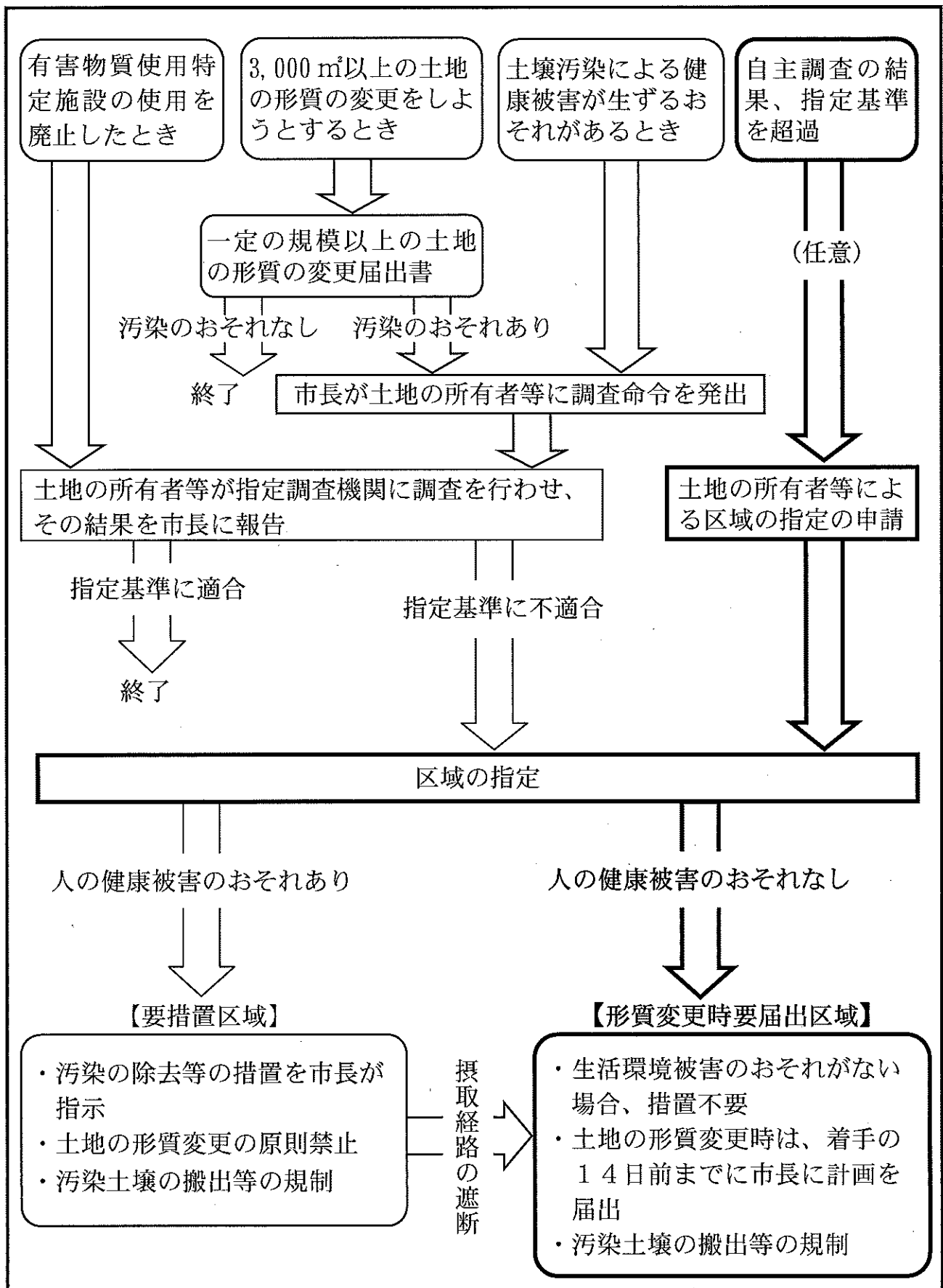
目 次

	頁
1 みなとアクルス開発事業の土壌・地下水対策の経緯 -----	1
2 土壌汚染対策法に基づく制度の概要 -----	2
3 土壌汚染対策に係る事業者と本市の対応（形質変更時要届出区域） -----	3
4 土壌汚染対策法における指定基準 -----	4

1 みなとアクルス開発事業の土壌・地下水対策の経緯

年 月	内 容
平成10年3月	東邦ガス（株）港明工場操業停止
平成13年3月	土壌・地下水汚染調査結果公表（東邦ガス跡地）
平成15年11月 ～平成24年2月	土壌・地下水浄化対策工事（東邦ガス跡地）
平成18年3月	東邦理化学（株）港工場操業停止
平成19年3月	土壌・地下水汚染調査結果公表（東邦理化学跡地）
平成22年6月 ～平成24年2月	土壌・地下水浄化対策工事（東邦理化学跡地）
平成24年1月 ～平成25年10月	地下水モニタリングで基準適合を確認
平成27年1月	環境影響評価書提出（みなとアクルス開発事業）
平成27年1月	土壌汚染対策法に基づく「土地の形質の変更の届出」 （東邦理化学跡地）
平成27年2月	土壌汚染対策法に基づく「土地の形質の変更の届出」 及び「指定の申請」（東邦ガス跡地）
平成27年2月	みなとアクルス開発事業着工
平成27年4月	「形質変更時要届出区域」に指定

2 土壌汚染対策法に基づく制度の概要



3 土壌汚染対策に係る事業者と本市の 対応（形質変更時要届出区域）

区 分	事 業 者	本 市
工事前	(1) 土地の形質の変更に着手する14日前までに計画書を市へ届出 (2) 汚染土壌を区域外へ搬出する14日前までに計画書を市へ届出	届出の審査
工事中	(1) 工事実施時の遵守事項 ア 汚染土壌の飛散防止 イ 汚染土壌及び汚染地下水の地下への拡散防止 (2) 汚染土壌の搬出・処理時の遵守事項 ア 運搬基準 イ 許可業者への処理委託	(1) 工事進捗状況等の確認 (2) 立入検査
工事後	報告書の提出	報告書の審査

(注) 本市の対応については、土壌汚染対策法施行規則、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン等に基づき行っている。

4 土壌汚染対策法における指定基準

分類	特定有害物質	指定基準	
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.03以下	—
	ベンゼン	0.01以下	—
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアンとして 50以下
	水銀及びその化合物	0.0005以下	15以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと	
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003以下	—
	チウラム	0.006以下	—
	チオベンカルブ	0.02以下	—
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

(注1) 土壌溶出量基準とは、土壌から溶け出した有害物質を含む地下水を飲用することによるリスクに係る基準である。

(注2) 土壌含有量基準とは、有害物質を含む土壌を口や肌などから直接摂取することによるリスクに係る基準である。